正誤表

弊社書籍『今日から役立つ民法』に誤りがありました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

2 ページ　1 行目
誤　（1998 年（明治 31 年）施行）
正　（1898 年（明治 31 年）施行）

16 ページ　下段　左から 7 行目
誤　（18 ページ）
正　（20 ページ）

34 ページ　下段　左から 3 行目
誤　そこで母が
正　そこで生まれてから母が

112 ページ　下段　左から 7 行目
誤　受付生年月日、
正　受付年月日、

117 ページ　下段　2 行目
誤　妨害排除請求
正　返還請求

119 ページ　図　上から 4 行目
誤　先に登記にさえすれば
正　先に登記さえすれば

123 ページ　上段　左から 1 行目
誤　C がこれを承認した
正　B がこれを承認した

160～161 ページ　下段「承認についての発信主義」以降を次の文章に差し替え

●承認についても到達主義

2017 年の改正前の民法は、A の申込みの意思表示が B に到達した後に、B がこれに対する承認の意思表示を発信すれば、こんどはこの意思表示が A のもとに到達していなくても民法は、B が承諾したときに、契約は成立するとしていました（526 条 1 項）。この原則を**発信主義**と言います。しかし、発信主義だと、仮に相手方（売主 B）から何らかの理由で承諾の通知が申込者（買主 A）に到達しないときにも契約が成立してしまい、当事者は、不測の損害（B が A から債務不履行を理由に損害賠償請求（186 ページ）を受ける等）を被るおそれがあります。そこで、改正民法では、旧 526 条 1 項を削除して、相手方 B の承諾も到達主義を採ることとしました（97 条 1 項）。

161 ページ　図　上から 2 行目
誤　到達主義と発信主義
正　到達主義

161 ページ　上部の図　③申込みの承認
誤　（発信）からの線が上の矢印の左端を示している
正　（到達）からの線が上の矢印の右端を示す

161 ページ　図　買主 A の下方
誤　発信主義
正　到達主義

161 ページ　最下部の図　中央
誤　承諾の発信
正　承諾の到達

169 ページ　図　不当利得　右側
誤　売主の店のイラスト横に文字抜け
正　売主の店のイラスト横に B 入る

184 ページ　下段　右から 6 行目
誤　（415 項 1 項）
正　（415 条 1 項）

195 ページ　下段　左から 2～1 行目
誤　不適合保責任から
正　不適合責任から

226 ページ　上段　右から 3 行目
誤　債務者と保証人との
正　債権者と保証人との

245 ページ　図　上から 2 行目
誤　物の賃借
正　物の貸借

254 ページ　下段　右から 3 行目
誤　②事業用借地権
正　②事業用定期借地権

254 ページ　下段　右から 9 行目
誤　2 項参照
正　2 項＜10 年以上 30 年未満の借地権＞参照

255 ページ　図　事業用着地権　下から 2 行目
誤　その他 23 条 2 項も参照
正　その他 23 条 2 項＜10 年以上 30 年未満の借地権＞も参照

267 ページ　図　下から 2 行目
誤　建物賃貸借権を
正　建物賃借権を

274 ページ　下段　右から 2～3 行目
誤　認知によって始めて
正　認知によって初めて

276 ページ　下段　右から 1 行目
誤　相続人の子
正　被相続人の子

以上